

令和4年度

戦略的商機能等集積支援事業

改装費補助募集要項

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

1 本事業の概要

(1) 趣旨

中心市街地は、商業、業務、居住、公共交通等の都市機能が集積した場所であり、利便性の高い地域であります。

しかしながら、消費者の行動範囲の拡大、大規模商業施設の立地緩和等を主要因として、商業施設が郊外に展開し、居住者も中心市街地から郊外に移り住んだこと等から中心市街地の空洞化が進みました。特に、商業機能においては、商店の数が減ったこと、顧客ニーズに対応できていないこと等から、大きく衰退しました。

今後、ますます進展する超高齢社会にあっては、人々の行動範囲は縮小することになりますので、コンパクトな街づくりが必要となります。そのため、中心市街地の再生を図り、人々が住みやすい街を創っていかねばなりません。

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが（以下「ユマニテさが」といいます。）では、離散した商業施設を再び中心市街地に呼び戻すため、出店意欲旺盛な希望者が様々な理由で出店が実現できていない状況を支援する戦略的商機能等集積支援事業（以下「本事業」という。）に取り組んでいます。

本事業の実施により、中心市街地の活性化に資し、賑わいを取り戻す一助となればと考えています。

(2) 支援内容

本事業は、戦略的商機能等集積支援事業費補助金交付要綱（別添1）に基づき実施するもので、その支援内容等は次のとおりです。

① 支援額

本事業の対象となる空き店舗、空き倉庫等に出店するときの店舗改装費を下表のとおり補助します。

補助対象経費	店舗改装費 ※開店に必要な工事（内装、外装、空調、水回り設備等）を指します。ただし、備品、什器や機材の購入費等は対象となりません。
補助対象額	150万円を限度として、審査結果に応じて補助金の額を決定します。 ※補助対象経費の1／2以内の額

※「空き店舗、空き倉庫等」とは、以前、店舗、倉庫等として使用されていた建物で、現在、商業、サービス業等の事業活動の場として使われていない状態のものをいいます。

※補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

② 募集対象エリア

本事業の募集対象エリアは、佐賀市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地エリア内でユマニテさがが指定する区域となります。（別紙1のとおり）

(3) 募集店舗

中心市街地の昼間の時間帯の賑わい創出に貢献できるような次のような店舗を募集します。

- ① 中心市街地内に居住する人々の日常の買い物行動に対応する店舗等
- ② 郊外のショッピングセンターには無いような特徴のある物販やサービスを行う店舗等
- ③ 従業員の雇用増に伴う事業拡張等、昼間の賑わい創出に貢献できることが明確であり、市と進出協定を結んでいる店舗等（事務所系も含む）
- ④ 佐賀市の中心市街地の活性化に寄与する業種で、市長もしくはユマニテさがの理事長が特に必要と認めた店舗等

※ 4つのうち、どちらを選択されても構いません。

【具体例】 衣料品店、食料品店、日用品店、飲食店、趣味の店、専門店

2 応募資格

本事業の募集対象エリアの空き店舗等の所有者と賃貸借契約を締結し、昼間時間（午前9時から午後6時まで）の営業時間が3時間以上（店休日を除く）の店舗を出店する者で、ユマニテさが指定する日（概ね審査会開催月の翌々月末）までに、申請しようとする店舗を開業できる者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 過去にこの補助金の交付を受けたことがある者
- (2) 市外に本部のあるチェーン店を出店しようとする者
- (3) 市外に本部のあるフランチャイズ店を出店しようとする者
- (4) 既に募集対象エリア内に出店している者で、募集対象エリア内の空き店舗等に移転して出店しようとする者。
- (5) 法律行為を行う能力を有しない者
- (6) 成年被後見人、被保佐人、若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (7) 団体の役員等に破産者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいる者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者。）が、それらの利益となる活動を行う者
- (9) 破産法、会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者
- (10) 応募締切日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (11) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納している者

3 応募の手続き

(1) 申請書の配布等

○本事業の募集要項等は、2022年4月4日（月）から2022年11月30日（水）まで、ユマニテさの窓口で配布します。（申請状況に応じて延長あり）

○また、ユマニテさのホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 申請書の提出

①提出書類

本事業の申請をしようとする者は、次の書類を提出してください。

ア 事業（出店）計画書

イ 必要資金の調達計画書

ウ 販売計画書

エ 誓約書

オ 添付書類

（法人の場合）

- ・会社概要
- ・定款及び法人登記事項証明書
- ・決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）

（個人の場合）

- ・経営者の略歴（履歴書）
- ・住民票

（共通）

- ・過去3年（R3、R2、R1）分の税務申告書の写し
- ・過去3年（R3、R2、R1）分の市税納税証明書（国保税を含む）
（佐賀市外の場合は現住所地市町村のもの）
※ 住民票、法人登記事項証明書及び市税納税証明書においては、いずれも3ヶ月以内に発行したもの
- ・賃貸借契約書の写し又は仮契約書の写し等（原本を持参のこと）
- ・店舗改装工事の見積書（工事内訳金額がわかるもので、2社以上）
※ 施工業者は佐賀市内の業者とします。
- ・店舗見取図（工事前・工事後）
- ・工事前店舗写真（外観・内観）
- ・店舗経営に当たって必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し（原本を持参のこと）
- ・事業内容が分かる資料

②提出先

〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号エスプラッツ2階

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが

③提出期間

2022年4月4日（月）から各申請締切日まで（土日祝祭日を除く）

第1次締切 2022年5月31日（火）

第2次締切 2022年8月31日（水）

第3次締切 2022年11月30日（水）

※各締切の期日について、応募者の出店スケジュールに合致しない場合は、「9 問い合わせ先」までご相談ください。

※申請状況に応じて、第3次締切以降に追加で募集を行う場合があります。

④提出方法

- 申請書は、上記③の提出期間の午前9時から午後5時までに、上記②の提出先までへ持参してください。
- ファックス、郵送、電子メール等の持参でない方法による提出は受け付けられません。
- 提出された申請書は、個人情報と認められる部分を除き、公開される場合があります。また、返却はいたしません。

⑤提出部数

- 申請書は、A4サイズで、原本1部と写し1部の合計2部とします。
- なお、写しの1部については、選定作業に必要な複写用の原本として使用しますので、綴じないでください。

4 補助事業者（出店者）の選定

（1）選定方法

補助事業者（出店者）の選定は、申請書を審査するとともに、プレゼンテーションによる出店者審査会を行い、その後、出店候補者を決定します。

（2）選定に当たっての審査基準

別紙2のとおり。

（3）出店者審査会

出店者審査会は、商業振興、まちづくり等に関する有識者で構成し、出店候補者の審査を行います。出店者審査会は年3回開催で、6月中旬、9月中旬、12月中旬を予定しています。なお、審査会の内容等に関する問い合わせには応じませんので、ご了承ください。

※通常、締切後に審査会を行いますが、場合により締切前に行うことがあります。

（4）審査結果

出店候補者が決定したら、速やかに申請者全員に結果を書面にて通知します。

5 出店候補者決定後の手続き

（1）補助金交付申請

①概要

出店候補者は、補助金交付申請書を出店候補者決定の発表日から10日以内にユマニテさがに提出してください。

※ 10日以内に申請がない場合は権利を放棄したものと見なし、失格とします。

②提出書類

ア 補助金交付申請書

イ 事業（出店）計画書

ウ 必要資金の調達計画書

※なお、金融機関から融資を受ける場合は、補助金の交付申請までにそれを証明する書類を追加提出してください。

エ 販売計画書

オ その他添付書類

- ・店舗改装工事の見積書（工事内訳金額がわかるもの）
- ・賃貸借契約書の写し（原本を持参すること）
- ・店舗見取図
- ・店舗経営に当たって必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し（原本を持参のこと）
- ・事業内容が分かる資料

（２）補助金交付決定

出店候補者から適正な補助金交付申請がなされた場合、審査後、補助事業者（出店者）として補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書を交付します。

（３）店舗改装工事業者との契約及び自己負担金の入金

- 店舗改装工事の契約は、ユマニテさが、出店者及び工事請負業者の３社で請負契約を締結します。
- 出店者は店舗改装費に係る自己負担金額（店舗改装費総額から補助金交付決定額を差し引いた金額）をユマニテさが発行する請求書に基づき、補助金の交付決定の通知があった日から30日以内に入金してください。
- 30日以内に入金を確認できなかった場合は、工事請負契約は無効となり、本事業における補助金交付決定等一切の権利放棄をしたものと見なします。

（４）店舗改装工事中の変更

- 店舗改装工事中、補助対象経費にかかる工事に変更が必要となる場合は、あらかじめ出店者はユマニテさがと協議をしなければなりません。
- 工事の変更内容によっては、出店者は補助金交付変更申請書を提出し、補助金交付変更決定通知を受ける必要があります。この結果、自己負担金額が増額する場合があります。

（５）補助事業完了実績報告書

①概要

出店者は補助事業完了実績報告書を店舗改装工事完了の日から10日以内にユマニテさがに提出してください。

②提出書類

- ア 補助事業完了実績報告書
- イ 店舗改装工事の施工写真（施工前、施工途中及び施工後がわかるもの）
- ウ 工事請負契約書
- エ 工事請負代金の内訳書
- オ その他ユマニテさが提出を指示したもの

（６）検査

①概要

補助事業完了実績報告書提出後、店舗改装工事に係る補助対象経費の検査を出店者、工事請負業者及びユマニテさがの３者立会で実施し、申請書どおり工事が完了したかどうかの検査を行います。

そのときに、補助金交付申請書との相違が認められたときには

- ・手直し工事を行う。
- ・再検査を行う。
- ・補助対象経費と認められないときは補助金の額が減額される。

などの事態となり、補助金の額が変更となり、自己負担金額が増額される場合があります。

②営業開始

出店者は、検査に合格した後でなければ営業を開始することはできません。

ただし本事業における補助金交付決定等一切の権利を放棄した場合は除きます。

（７）補助金の額の確定

検査に合格した場合は、ユマニテさがは出店者に補助金の額の確定通知書を交付します。

（８）補助金の請求及び支払い

ユマニテさがは補助金の額の確定通知後、工事請負業者から請求書の提出を受けます。その後、当該請求書の提出があった日から３０日以内に、工事請負業者に店舗改装工事に係る代金を支払います。

６ 出店後について

（１）経営状況の報告

出店後１年間、月次決算の報告書を毎月１０日までにユマニテさがへ提出していただきます。提出時に報告書をもとに３０分程度、店舗運営を順調にするための打合せを行います。

（２）賑わい創出事業への協力

ユマニテさがでは、中心市街地の賑わい創出のために、様々なイベントや取組を行っております。そのときには、出店者の協力が必要なときがありますので、ご協力いただきたいと思います。

（３）出店後の早期閉店

本事業の補助を受け出店した後３年以内に店舗を閉店した場合、原則として、補助総額を３６か月で割り、その額に３６か月から出店期間の月数を差し引いた月数を乗じた金額を返還していただきます。

７ スケジュール（例）

※第３次締切分に申請する場合のスケジュール。日付は目安です。

申請書の配布 ２０２２年４月４日から２０２２年１１月３０日

申請書提出期限 ２０２２年１１月３０日

出店者審査会 ２０２２年１２月８日（予定）

出店候補者の決定・通知 ２０２２年１２月１２日（予定）

補助金交付申請の提出 ２０２２年１２月１４日（予定）

補助事業者（出店者）の決定及び補助金交付決定 ２０２２年１２月２７日（予定）

工事請負契約の締結 ２０２３年１月６日（予定）

自己負担金の入金 ２０２３年１月９日（予定）

工事着手 ２０２３年１月１４日（予定）

（工事内容等の変更があれば、協議、補助金交付変更申請、補助金交付変更決定、
工事請負変更契約の締結）

補助事業完了実績報告書の提出 ２０２３年２月７日（予定）

工事の検査 ２０２３年２月８日（予定）

<合格した場合>

営業開始 ２０２３年２月９日（予定）

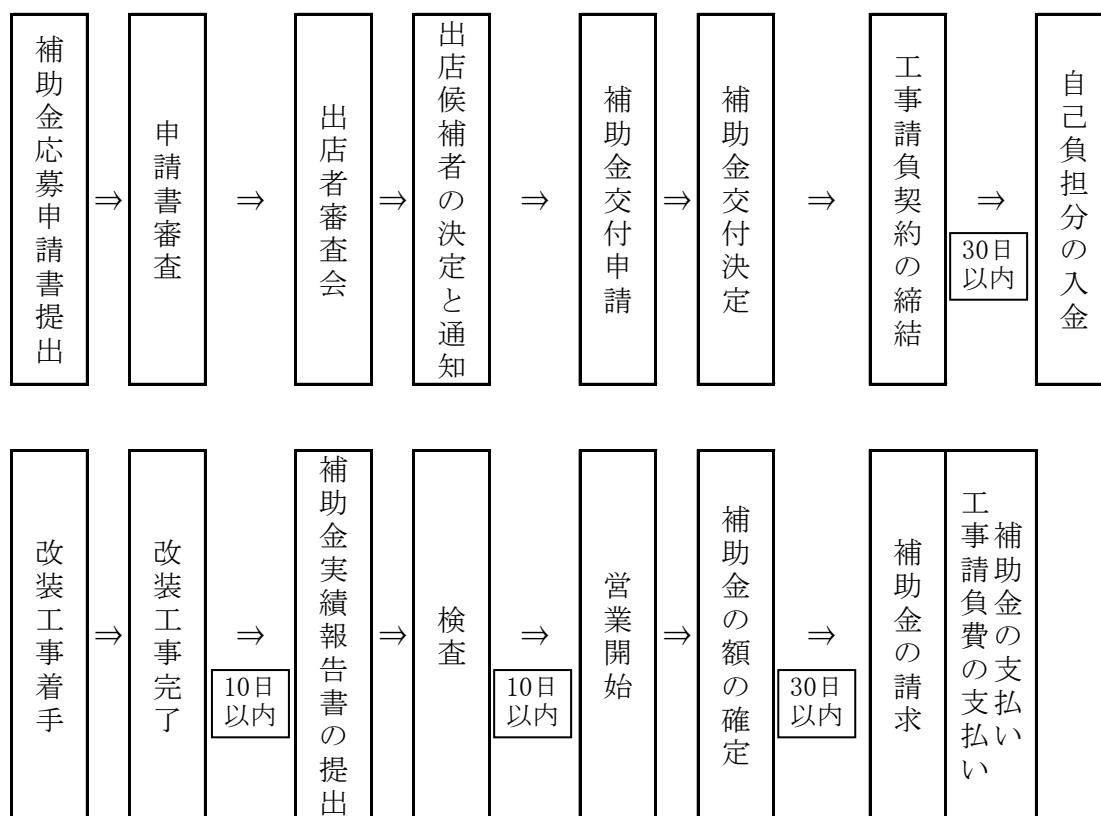
補助金の額の確定 ２０２３年２月９日（予定）

補助金の請求 ２０２３年２月１０日（予定）

補助金の支払い ２０２３年２月１４日（予定）

工事請負代金の支払い ２０２３年２月１４日（予定）

8 補助金申請から支払いまでの流れ



9 問い合わせ先

〒840-0826

佐賀市白山2丁目7番1号エスプラッツ2階

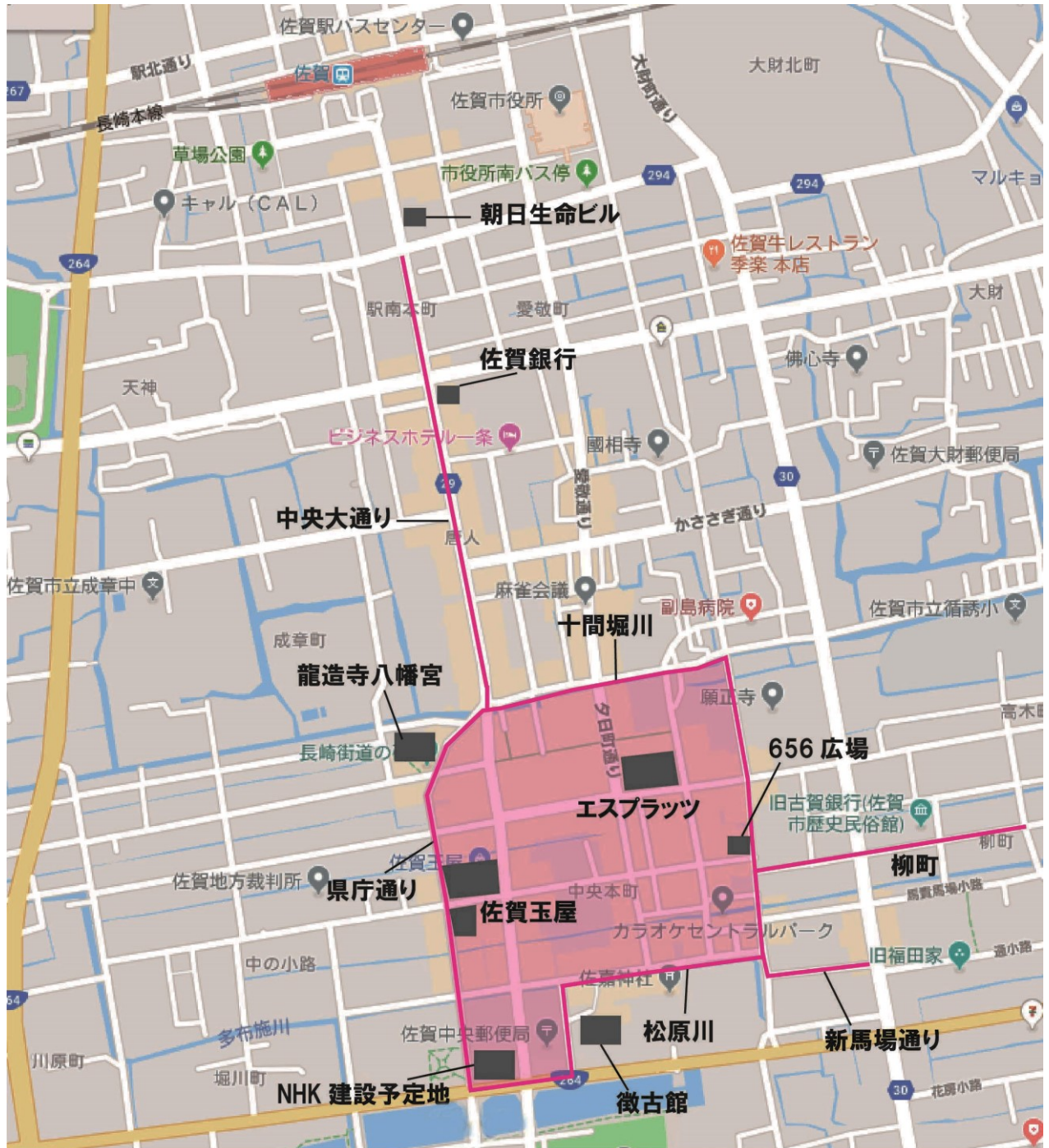
特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが

担当者 庄野

電話番号 0952-22-7340

FAX番号 0952-22-7346

E-mail machidukuri@humanite-saga.com



色で塗られたエリア及び実線で示した道路及び水路に接する敷地

別紙 2

審査基準表

選定項目	審査項目	配点
経営者	(1) 経営や業種に関する必要な知識・技術等を有するなど、適性があるか。	10
	(2) 経営に対する意欲はあるか。また、資質はあるか。	10
店舗	(1) 事業計画は適切で、将来性が見込める事業か。	20
	(2) 資金計画は現実的であり、適切か。	10
	(3) 店舗のコンセプト等が独創的、個性的であるか。	10
	(4) 顧客の絞込み及び顧客ニーズに対応しているか。	10
	(5) 開業場所と事業内容の関係は適切か。	10
	(6) 補助事業を通して、事業内容に付加価値を生めるか。	10
	(7) 事業拠点に集客力があるか。 周辺に賑わいを創出させる波及効果があるか。	10

<合格の条件>

選考委員の合計平均が 60 点以上は合格。

9 項目中 1 項目でも平均 5 点（10 点満点換算）未満がある者は失格。